「出資外国法人等技術提供契約」、「貿易代金貸付金債権等」、「輸出保証」、「前払購入契約」、「海外投資」、「海外事業資金貸付」、「海外事業資金貸付金債権等」、「信用状確認者」、「信用状発行者」、「特定引受け」、「保険契約等」、「保険金等」、「引受条件」、「前払金」又は「スワップ取引」とは、それぞれ貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号。以下「法」という。）第二条第一項、第三項、第五項、第九項から第十五項まで、若しくは第十七項から第十九項まで、第十六条の二第一項、第二十二条、第二十三条、第四十条第一項、第六十六条第二項又は第七十四条第二項に規定する輸出契約、仲介貿易契約、技術提供契約、外国政府等、出資外国法人等、出資外国法人等販売契約、出資外国法人等仲介貿易契約、出資外国法人等技術提供契約、貿易代金貸付金債権等、輸出保証、前払購入契約、海外投資、海外事業資金貸付、海外事業資金貸付金債権等、信用状確認者、信用状発行者、特定引受け、保険契約等、保険金等、引受条件、前払金又はスワップ取引をいう。

2　（略）

（特定引受決定の認可の申請）

第五条の二　会社は、特定引受けの決定について法第十六条の四第二項の規定による認可を受けようとするときは、当該特定引受けについての次の各号に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　当該特定引受けに係る貿易保険又は再保険の内容

二　当該特定引受けが、法第十六条の二第一項に規定する経済産業大臣が定める取決めに係るものであるかどうかを確認するために必要な事項

附　則

第一条　この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

第二条　日本貿易保険の成立の際の第四条第一項の適用については、同項中「その実施の日の十日前までに」とあるのは、「その実施前に」とする。

「出資外国法人等技術提供契約」、「貿易代金貸付金債権等」、「輸出保証」、「前払購入契約」、「海外投資」、「海外事業資金貸付」、「海外事業資金貸付金債権等」、「信用状確認者」、「信用状発行者」、「保険契約等」、「保険金等」、「引受条件」、「前払金」又は「スワップ取引」とは、それぞれ貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号。以下「法」という。）第二条第一項、第三項、第五項、第九項から第十五項まで、若しくは第十七項から第十九項まで、第二十二条、第二十三条、第四十条第一項、第六十六条第二項又は第七十四条第二項に規定する輸出契約、仲介貿易契約、技術提供契約、外国政府等、出資外国法人等、出資外国法人等販売契約、出資外国法人等技術提供契約、貿易代金貸付金債権等、輸出保証、前払購入契約、海外投資、海外事業資金貸付、海外事業資金貸付金債権等、信用状確認者、信用状発行者、保険契約等、保険金等、引受条件、前払金又はスワップ取引をいう。

2　（略）

（新設）

附　則

1　この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

2　日本貿易保険の成立の際の第四条第一項の適用については、同項中「その実施の日の十日前までに」とあるのは、「その実施前に」とする。

（国債の登録）

第三条　会社は、法附則第三条第二項の規定により国債の交付を受けたときは、速やかに、国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第二十八条に定めるところにより、国債の登録を請求するものとする。

（新設）

附　則

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

○経済産業省令第六十五号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十条の規定に基づき、株式会社日本貿易保険の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

株式会社日本貿易保険の会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において、「外国政府等」、「信用状発行者」、「保険金等」、「特別勘定」、「銀行等」、「入札者等」又は「保証対象債務」とは、それぞれ法第二条第五項若しくは第十九項、第二十三条、第三十八条の二第一項、第五十七条第一項又は第六十二条第二項に規定する外国政府等、信用状発行者、保険金等、特別勘定、銀行等、入札者等又は保証対象債務をいう。	（定義） **第二条**　この省令において、「外国政府等」、「信用状発行者」、「保険金等」、「銀行等」、「入札者等」又は「保証対象債務」とは、それぞれ法第二条第五項若しくは第十九項、第二十三条、第五十七条第一項又は第六十二条第二項に規定する外国政府等、信用状発行者、保険金等、銀行等、入札者等又は保証対象債務をいう。
2　この省令において、「財務諸表」とは、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書をいう。	（新設）
3　この省令において、「勘定別財務諸表」とは、法第二十条の二の規定により経理を区分し次条に定める勘定を設けて整理する場合において当該勘定ごとに作成する財務諸表をいう。	（新設）